

令和6年度大津市介護人材確保事業補助金に関するQ & A

Q 1	介護サービス事業所等とは、どこまでの施設、事業所を指しますか。
A 1	介護保険法に基づく介護サービス（介護予防サービス）を提供する介護施設・サービス事業所が対象です。詳しくは支給基準の別表第1をご確認ください。
Q 2	「介護人材確保事業補助金」とはどのような補助金ですか。
A 2	法人が介護人材の確保を目的として取り組む事業として、例えば、チラシ等に求人情報を掲載した広告宣伝費、就職情報 Web サイトを利用するための手数料、就職説明会開催の会場使用料、人材紹介会社の手数料などの経費に対する補助金です。補助の対象となるか判断に迷う場合には、介護人材確保対策室にお問い合わせください。（TEL：077-528-2803） 1 法人につき当該年度中に1回限り申請することができます。
Q 3	運営する介護老人福祉施設に、新たに「事務職」を配置するために職員の募集を行いました。募集に要する経費は「介護人材確保事業」として補助の対象になりますか。
A 3	交付基準の別表第1に掲げる職種の職員を募集する場合に限り補助の対象としています。この場合は別表第1に記載のない「事務職」の募集ですので補助の対象となりません。（介護老人福祉施設の場合、「生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、栄養士、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員」の募集に要する経費は補助の対象となります。）
Q 4	昨年度に申請しましたが、今年度も申請できますか。
A 4	申請できます。
Q 5	令和6年4月に実施した事業ですが申請は可能ですか。
A 5	令和6年4月1日以降の事業を対象としていますので、申請は可能です。ただし、支出が証票（領収書）等により確認できる場合に限りしますので、ご注意ください。
Q 6	実績報告時の添付書類に「支払いが確認できる証票等」とありますが、振込み金額がわかる通帳の写しだけを添付すれば良いですか。
A 6	通帳の写しでは支払いの内容が確認できませんので、請求書の写し等を併せて提出してください。領収書があれば、領収書を添付ください。ただし、宛名の無い領収書やレシートは認めません。また、宛名は個人名や事業所名ではなく法人名にしてください。
Q 7	実績報告書は、いつ提出するのですか。
A 7	補助事業が完了した日（実績報告書の完了年月日）から30日以内に提出してください。完了日が令和7年3月の場合は令和7年3月31日までに提出してください。
Q 8	実績報告書の完了年月日は、いつの日付を記入するのですか。
A 8	補助事業が完了した日付か、支払いが完了した日付のどちらか遅い日付を記入してください。
Q 9	申請後、事業を実施し、80,000円の補助金の交付を受けました。上限額の100,000円に達していないので、もう一度申請はできますか。
A 9	1法人1回限りとしていますので、補助金の交付金額に関わらず2度目の申請はできません。
Q 10	申請した補助事業の内容が変更となった場合（例 求人広告から人材紹介手数料への変更、完了日を9月から12月に変更）や、一部事業をやめる場合（例 求人広告の回数が3回から2回に変更）は、どのような手続きが必要ですか。
A 10	わかった時点で速やかに介護人材確保対策室にご連絡ください。（TEL：077-528-2803）